別添資料	1

遺伝子組換え作物に対する基本認識（検討素案）

検討委員会事務局

1　遺伝子組換え技術は、将来的な食料危機の懸念や医療・産業面への貢献等を考えれば必要な技術であり、組換え技術自体の安全性を高める上でも試験研究を推進すべきである。

2　しかしながら、現時点においては遺伝子組換え食品等に不安感をもつ消費者や県民が多数おられることや、組換え作物の試験栽培に対しても、様々な立場から風評被害等を懸念する声が出されている実態から、遺伝子組換え作物の栽培には慎重な対応が必要である。

　また、遺伝子組換え技術を推進する側と不要とする側の主張が対立し、相互の理解が進まない状況が、遺伝子組換え作物を巡る混乱を招いている側面も否定できない。

3　本県は全国有数の農業県である。本県の農業が今後も産地間競争に打ち勝ち、生き残っていくためには、かつて「倒れやすく、いもち病に弱い」コシヒカリの欠点を栽培技術で克服し、トップブランドに育て上げたように、今後とも本県農業が最先端の技術水準を維持し、他が追随できない農産物を生産していくことが重要である。

4　他方、食料供給県の立場としては、「新潟米」をはじめとした県産農産物が今後とも消費者の支持を得ていくためには、本県は、なによりも食の安全安心に敏感であるべきであり、農産物の「安全・安心」な評価を守るために細心の注意を払う必要がある。

5　このような前提に立てば、遺伝子組換え作物の栽培に関して県が一定程度関与し、何らかの規制を行うことはやむを得ないものと認識しているが、関与にあたっては、以下の点に特に留意する必要がある。

①遺伝子組換え作物の研究・栽培を否定するのではなく、一般作物との交雑・混入による経済的損失や、生産・流通上の混乱等を未然に防止するために、遺伝子組換え作物の栽培を適正に管理するためのものであること。

②一連の法手続きを経て行われる遺伝子組換え作物の栽培自体は適法なものであることを十分認識し、必要最小限の関与にとどめるとともに、その内容は、科学的知見に基づいて行わなければならないこと。

6　なお、遺伝子組換え作物に係る現在の法制度には、一般作物との交雑防止等について規制がなく農業者に不安感を与えていることや、国レベルでの様々な広報活動にもかかわらず、依然、多くの消費者には遺伝子組換え食品は「よくわからないもの」であり「安心できないもの」であるのが現実であると認識している。

　本県は遺伝子組換え作物の栽培への関与を独自に進めていく必要があるが、併せて国においてもこれらの点に適正に対処するよう、県として働きかけていく必要がある。